

令和6年度 産業建設委員会 「宿泊税」 行政視察報告書



1. 視察期間

令和6年7月16日（火）10時～11時30分

2. 視察先

石川県金沢市

3. 視察項目

・宿泊税について

4. 視察目的

高山市より「宿泊税の導入について」の協議が提案されている中、産業建設委員会として先進事例の情報収集を目的として、宿泊税の条例施行から5年が経過し、制度の見直しを行った石川県金沢市を視察した。

5. 視察内容

（1）宿泊税の導入に至った背景

石川県金沢市では、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、

2019年度より金沢市が独自に課税する法定外目的税である「宿泊税」を導入している。

宿泊税は東京都、大阪府、京都市など全国で9自治体がすでに導入しており、市内のホテル、旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業を行う住宅などの宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した場合に課税される。

金沢市が導入に至った背景として、平成27年3月の北陸新幹線金沢開業に伴い多くの方が金沢市を訪れており、まちに活気や賑わいがもたらされている一方で、一部の地域において市民生活に影響が及んでいることが挙げられる。平成29年5月に立ち上げた「北陸新幹線開業による影響検証会議」からは、「観光の振興が、住む人、訪れる人の双方にとって、魅力的なまちづくりにつながる仕組みを構築するためにも、宿泊税の導入について、早急に検討する必要がある。」との提言があった。市議会を始め、宿泊事業者や市民から寄せられた意見や要望を踏まえて検討し、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図るために宿泊税を導入することとした。

2019年度に金沢市が導入した宿泊税の制度設計概要は下記である。

課税客体：金沢市内に所在する宿泊施設への宿泊行為

課税標準：宿泊施設への宿泊数

納税義務者：宿泊施設への宿泊者

徴収方法：特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する）

特別徴収義務者：旅館業法の規定による許可を受けた者又は住宅宿泊事業法に規定する宿泊事業者

申告期限：毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入

税額（税率）1人一泊あたりの宿泊料金が2万円未満は200円、2万円以上は500円

※宿泊料金は飲食、遊興等に係る金額、消費税等租税に相当する金額等を含まない素泊まり料金

免税点：免税点は設けない

課税免除：なし

課税期間（見直し期間）：原則5年ごとに見直す。 ※施行後問題が生じればその時点で検討

（2）宿泊税の活用と周知について

宿泊税の税収は、次の施策のうち、新規事業又は拡充する事業に活用され、具体的な内容については、毎年度の予算及び決算に合わせて公表することとしている。

- まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策
- 観光客の受入れ環境の充実を図る施策
- 市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策

令和4年度には宿泊税による税収額が約7億8,000万円となる中、歴史的なまちなみや景観の保全などに活用しており、令和5年度には宿泊税を活用した主な事業の報告書を、分かりやすいパンフレットにまとめて広報している。一方で、宿泊税の導入理由の一つは、北陸新幹線金沢開業に伴った観光客の増加による市民生活への大きな影響がある中で、使用用途において例えば公共シェアサイクルの利用促進など、観光客のみならず地域住民にとっても大きなメリットがある施策が進められている。

（3）宿泊税制度の見直しに至った背景

一方で、金沢市は令和5年度に5年目を迎えた宿泊税の制度を検証する目的で、有識者の会議を設置し、宿泊税制度の見直し等に関する意見調査を実施した。その結果を踏まえた同会議の報告書案では、税収の使途について宿泊者が恩恵を感じられる施策に優先して活用することを求めているほか、宿泊単価が比較的安価な宿泊事業者に配慮し、免税点を設けることが妥当であるとの結論に至った。

制度を見直した結果、これまでの宿泊税制度では20,000円未満は一律2000円の税額だったものの、令和6年10月から制度を変更して5,000円の免税点を設定する。これにより1人1泊5,000円未満（税抜き）の宿泊の場合、宿泊税は課税されないこととなる。また、学校が主催する修学旅行・学校行事に参加する児童生徒等の課税免除は行われず、別途支援措置を講じるとしている。



5. 考察

<税率について>

金沢市も当市の提案も税率は「定額制」であるが、宿泊料金に応じた「定率制」にすべきとの意見がある。金沢市の宿泊税制度見直し等に関する意見調査結果では、宿泊事業者から「定率制」への移行は事務負担が大きくなること、食事料金を抜いた宿泊料金が明らかになることから、約6割の事業者が許容できないとの反応であったため、定額の段階制とされた経緯を確認した。宿泊税導入に係る高山市の意見聴取の状況を聴いても、現時点では「定率制」について宿泊事業者の理解を得ることは難しいと思われる。一方で、宿泊料金の3万円以上が高山市では約2割という試算において、視察先との大きな違いがあり、より詳しい調査の必要性を感じる。

<制度の見直しについて>

金沢市では、宿泊税導入時には議会において反対があり賛成多数で決定したが、導入してから5年後には「条例施行後の状況に関する調査」を実施した上で、有識者らによる調査検討会議から「免税点を設定することが妥当」との報告を受け見直しを決定している。当市の方針では、あらかじめ制度の見直しを導入から3年後に予定している。見直しをする際の基準・検討項目を早期に定め、徴収する現場だけでなく市民にとってもより納得度の高い税金とされるように、先進事例に学んで議論していく必要があると感じた。

<免税点の有無について>

納税義務者について、金沢市では見直しをされて免税の枠を広げられている。その理由として、金沢市においては低価格帯の宿泊施設が全体の17%を占めること、ビジネス利用で長期間にわたって低価格帯で連泊する宿泊客が他市に流れることが挙げられ、「税の公平性」プラス「簡素で分かり易い制度」という視点を加味すると、金沢市の見直しには一定の納得感がある。当市が提案する税率においては、宿泊者が市内で受ける行政サービスは宿泊料金に関わらず同等としている理由についても頷けるが、税の公平性からみて、小規模事業者や宿泊という定義の中での不透明な課題が山積している。条例施行後の数年後に制度を検証し、宿泊事業者等の意見も調査して見直しを検討すべきと考える。

<徴収方法について>

徴収方法については宿泊事業者の自己申告であり、オンライン納付の対応ができていない現状である。国の制度改革(eタックス)により、令和5年10月より入湯税及び宿泊税の電子申告手続きが可能となっていることから、当市においても令和7年10月の導入時にはオンラインでの電子申告手続き対応をする等、少しでも事業者の負担を軽くする業務設計が求められる。加えて、徴収に際して得られる情報は貴重な宿泊実績データとなる。現在の観光統計は事業者からのアンケートをもと

に宿泊者数を把握しているが、事業者への二重での報告負担、データ精度の観点からも、宿泊税の徴収にあたって得られる実績データを観光統計データとしても活用する方法を検討すべきだと考える。

< 使途の検討について >

金沢市では、「金沢市持続可能な観光振興推進計画 2021」を策定するとともに、宿泊税については、「宿泊税を活用した主な事業のご報告」として冊子にまとめて、市民にわかりやすく公表している。当市においては、観光ビジョンによる位置づけや、宿泊税を財源とした事業を実施する観光地域づくり組織（DMO）をどうしていくのかなどが不明で使途も具体性に欠けている。宿泊税導入と同時に、市民への分かりやすい情報発信を行える体制づくりが求められている。

また、当市において宿泊税の議論はプロモーション戦略部が中心となっていて行われているが、金沢市では財政課が中心となっていてその使途を検討している。宿泊税による税収を一般財源に組み込み、3つの柱に資する取り組みの財源を宿泊税とするだけという点を分かりやすく発信することは、宿泊税によって一般財源に余裕が生まれることの説明となり、市民にとって宿泊税の導入メリット・観光産業の振興メリットを感じやすくなるのではないかと考える。観光産業に従事しない市民も当然多くいる中で、観光産業から得られる宿泊税へのメリットをより感じられる仕組み、観光産業がいかに地域の暮らしの改善につながっているかを実感いただくことは、オーバーツーリズムに対する有効な対応策と考える。

< DMOについて >

今後の課題として、行政主導とDMOとの棲み分けが重要な点となる。視察先は行政主導型に感じたが、高山市の場合もDMOのあり方・考え方を大きく見直すことが望ましい。とくに、DMOに対して一定額を予算計上するのではなく、必要な事業ごとに予算が充てられ、その委託先がDMOとなる場合もあるという順序の考え方は当市も参考とすべきだと考える。視察先では「稼ぐ力を特にDMOに望む」と説明されたが、行政の主導のもとにDMOの活性化を望み、期待するところである。